



第8回再生利用WGでの指摘事項とその対応方針案

2024年12月26日

環境省環境再生・資源循環局

第8回再生利用WGでの指摘事項とその対応方針案

	委員の指摘事項	対応方針
1	<p>「管理」、「維持管理」や「施工管理」と、「管理」に係る表現が複数用いられているが、「管理」という言葉は国家賠償法でも用いられており、「管理」という表現を使うのであれば、整理が必要。また、「施工管理」の管理は「施工」に内包される。意味合いに応じて「管理」の表現を整理した方がよい。</p>	<p>ガイドライン上で用いている意味合いを踏まえ、「施工管理」は「施工」、「管理」や「維持管理」は「維持管理」に統一します。</p>
2	<p>土砂以外の資材(平板ブロックなど)を飛散・流出防止のための覆土等の覆い(層A)に活用する場合、覆土等の覆いの厚さは20cmから30cm程度でなくてもよいことが分かるようにしてもらいたい。</p>	<p>土砂以外の資材を覆土等の覆い(層A)に用いる場合には、飛散・流出防止の機能を確保できる構造や厚さとする旨を本文案に記載をしました。</p>
3	<p>法面部を土砂で覆土する場合について、「施工性を踏まえると、層A+層Bの厚さ(水平方向)の合計厚さは、1m以上なることが想定される」という記載の意味が分かりづらいため、工夫してもらいたい。</p>	<p>覆土等の覆い(層A)の厚さ20cmから30cm程度を踏まえつつ、施工性を考慮すると、層Aに層Bを加えた全体の覆土厚(水平方向)は、結果的に1m以上となるという趣旨が分かるよう本文案に記載しました。</p>
4	<p>表示は、目的によって表示すべき内容が変わるため、表示する目的を記載すべき。</p>	<p>自然災害による被災等が発見された場合の除染実施者への通報や復興再生利用に係る理解醸成のため、表示を行うことを本文案に記載しました。</p>
5	<p>利用場所の選定について、例示されたような場所は、十分検討とされているが、従来の「再生利用の手引き(案)」では「基本的に避ける」とされていたと思う。十分検討とはどのようなことを想定しているのか。</p>	<p>検討の結果、対策等により飛散・流出リスクが十分低くなると考えられないような場合は、基本的に避けることを想定しており、その旨を本文案に記載しました。</p>